

## 訪問介護事業

## 重要事項説明書

訪問介護事業を利用しようと考えられている利用者または利用者のご家族へ、訪問介護事業の契約をする前に知っておいて頂く大切な内容について説明いたします。わからないことがありましたら、遠慮なく質問してください。

### 1. 訪問介護サービスをする事業所について

事業者名称	社会福祉法人 高槻ライフケア協会
代表者氏名	理事長 河坂 昌利
所在地	高槻市明田町5番7号 電話(072)683-4945 FAX(072)683-4649

### 2. 訪問介護サービス提供を担当する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	高槻ライフケア協会
介護保険指定 事業者番号	大阪府指定 2770902431
事業所所在地	高槻市明田町5番7号
連絡先	電話(072)683-4945 FAX(072)683-4649
相談担当者名	担当者 野口 直美
事業所の通常の事業実施地域	高槻市、茨木市、島本町

#### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	高齢者などが要介護者になった場合に、可能なかぎり住み慣れた家で、利用者の心身の能力を活かしながら自立した日常生活を営むことができるよう家事援助と介護など生活全般を支援します。
運営方針	訪問介護の提供は、運営方針に基づいて実施いたします。 1) 利用者の要介護状態の軽減と悪化の防止、予防に努め、必要な日常生活の支援を行います。 2) 居宅サービス計画に基づいた訪問介護計画を作成します。利用者の人格と意思を尊重したサービスの提供を行い、利用者や家族の必要に応じて相談助言を行います。 3) 利用者へのサービスは、必要な事項を記載した契約書を作成し、契約書に基づいたサービスを実施します。 4) 諸般の事情でサービス提供が難しい場合は、居宅介護支援事業者と調整させていただきます。

(3) サービス提供が可能な日と時間

営業日	月曜日から日曜日	サービス提供時間	6時から23時00分
-----	----------	----------	------------

(4) 事業所窓口の営業日と営業時間

営業日	月曜日から土曜日	営業時間	9時から17時45分
-----	----------	------	------------

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者 野口直美

職種	職務内容	人員数
サービス提供責任者	①訪問介護計画の作成及び変更、②訪問介護の提供、③訪問介護計画について利用者等への説明、④サービス実施状況の把握と評価、⑤利用申し込みの調整、⑥サービス内容の管理など	6人
訪問介護員	①利用相談、②要介護認定申請援助、③受給資格の確認、④利用者の状況把握、⑤訪問介護計画の作成及びサービスの提供、⑥サービス担当者会議への参加、⑦関係機関との連携など。	50人
事務職員	訪問介護業務に関する事務	2人

3. 提供するサービスの内容と料金、および利用料について

(1) 提供するサービスの主たる内容について

サービスの区分と種類		サービスの内容
身体介護	食事介助	食事の準備と後始末、食事・おやつの介助、見守りなど
	入浴介助、清拭	浴槽への移動、身体洗いや洗髪または、全身清拭、部分清拭
	排泄介助	トイレへの誘導や排泄後の後始末、おむつ交換など
	身体整容	手足の爪きり、耳掃除、ひげの手入れ、髪の手入れなど
	体位変換	寝返りが難しい場合、身体に手を添え姿勢を変える
	移乗移動の介助	車椅子の移動、杖歩行の介助など
	自立支援のための介助	買物、調理、掃除、洗濯等を利用者と一緒に行う
生活援助	買物	日常生活に必要な物品の購入
	調理	一般的な家庭料理 食後の後片付け
	掃除、整理整頓	利用者が使用する居室、寝室、トイレ、浴室等の掃除
	衣類の洗濯、補修	利用者の衣類の洗濯、取り込み 簡単な衣類の補修
	薬の受け取り	利用者の依頼により薬局等で薬を受け取る
書類の提出など	行政への提出書類などの代行	

(2) 提供するサービスの利用料について

提供時間	身体介護中心型 20分未満			身体介護中心型 20分以上30分未満			身体介護中心型 30分以上1時間未満		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
昼間	163円	326円	489円	244円	488円	732円	387円	774円	1,161円

身体介護に引き続き生活援助を行った場合下記料金がプラスされます。

利用者負担	1割	2割	3割
20分以上の場合	65円	130円	195円
45分以上の場合	130円	260円	390円
70分以上の場合	195円	390円	585円

提供時間	生活援助中心型 20分以上45分未満			生活援助中心型 45分以上		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
昼間	179円	358円	537円	220円	440円	660円

- ※ 初回利用時は初回加算として200単位(200円)、緊急時訪問は1回につき100単位(100円)が加算されます。
- ※ 早朝・夜間25%、深夜50%の割増になります。高槻市の地域区分は4級地なので総金額に1.084を乗じた金額になります。
- ※ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ(22.4%)が加算されます。

4. その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合は、交通費の実費を請求いたします。
キャンセル料	サービス利用をキャンセルされる場合は、キャンセルのご連絡をいただいた時間によってキャンセル料を請求させていただきます。 前日の17時までのご連絡・・・キャンセル料は不要です。 それ以降のキャンセルについては2,400円(生活援助2相当)を請求させていただきます。 *利用者の病変や入院の場合は、キャンセル料は請求いたしません。
サービス提供にあたり、利用者の居宅において使用する水道・ガス・電気料金は利用者のご負担になります。	

## 5. 利用料、その他の費用の請求および支払方法について

①利用料、その他の費用の請求	<p>1) 利用料、その他の費用は利用者負担のあるサービス提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。</p> <p>2) 請求書は、利用明細を添えて利用された月の翌月 15 日までに利用者にお届けいたします。</p>
②利用料、その他の費用の支払い	<p>1) 請求書の利用明細をご確認のうえ、請求月中に下記のいずれかでお支払いください。</p> <p>(1) 利用者ご指定の口座からの引き落とし</p> <p>(2) 現金支払い</p> <p>2) お支払いを確認しましたら領収書を発行いたします。</p>

\*利用料、その他の費用の支払いについて、支払期日から1ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合は、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

## 6. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者および家族に関する秘密の保持について	<p>事業者および事業者が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者とその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。又利用者及び家族の承認を得て、援助に関する記録をサービス担当者会議等の関係者に提示します。</p>
②個人情報の保護について	<p>事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理するとともに処分する時も第三者への漏洩の防止を図ります。</p> <p>事業者は、利用者および家族(代理人)からあらかじめ文書による同意を得て、サービス実施に必要な利用者および家族の個人情報をサービス担当者会議等で使用します。</p>

## 7. 緊急時の対応方法について

サービスを提供している時に利用者に緊急の事態が生じた時は、利用者の主治医に連絡します。

また予め指定されたご家族等関係者にも連絡いたします。 **緊急連絡先（夜間のみ 072-691-5657）**

所属医療機関名	
主治医	
所在地	
電話番号	
緊急連絡先のご家族	
住所	
電話番号	

## 8. 高齢者虐待防止について

利用者の権利擁護をすすめる一環として高齢者虐待防止のため、次の取り組みを行います。

- (1) 研修等を通じて、ケアワーカーの権利擁護意識や技能の向上に努めます。
- (2) 訪問介護計画作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 介護者家族の相談に応じ適切な支援を行うとともに、関係機関等と連携を図ります。

## 9. 事故の時の対応方法について

サービスの提供時に利用者の事故が生じた場合は、利用者のご家族、居宅介護支援事業所、予め指定された主治医に連絡いたします。当事業所の訪問介護員の過失による事故が生じた時は、誠意をもって解決への努力をいたします。

話し合いで解決が困難でやむを得ず訴訟となる場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

## 10. 業務継続計画の策定

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

### 11. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

### 12. 利用の中止、変更、追加

気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業所からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

### 13. 訪問介護業務に関する相談、苦情について

#### (1) 苦情処理の手順について

苦情又は相談のときは、必要に応じ訪問し利用者及び家族から聞き取りと事実確認を行います。ケアワーカー、サービス提供責任者、相談担当者、管理者が把握した内容を検討し対応を決定します。必要に応じ関係者と連絡調整を行うとともに、その結果は利用者に報告します。サービスに対する苦情やご意見、利用料支払いや手続きなど、サービス利用のご相談、利用者の記録に関する情報開示の請求について、当事業所は、下記の窓口で受け付けます。

#### (2) 相談、苦情の窓口について

高槻ライフケア協会

電話 683-4945 FAX 683-4649

相談担当者 野口直美

受付時間 午前9時から午後5時30分

高槻市長寿介護課	電 話	674-7167	F A X	674-7183
高槻市福祉指導課	電 話	674-7821	F A X	674-7820
茨木市介護保険課	電 話	(072) 620-1639		
島本町高齢福祉課	電 話	(075) 962-2864		
大阪府国民健康保険団体連合会	電 話	(06) 6949-5418		
	F A X	(06) 6949-5417		
	受付時間	午前 9 時から午後 5 時		

#### 1 4. 事故発生時の対応方法について

サービス提供時に利用者に対する事故が発生した場合は、家族、関係機関、行政等に連絡し、必要な措置を講じます。賠償すべき事故には、下記の損害賠償保険の範囲で速やかに行います。

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

【保険会社名】	三井住友海上火災保険株式会社
【保 險 名】	賠償責任（一般）保険
【保険の概要】	業務遂行中の過失による事故、ケアワーカーの調理による食中道等

#### 1 5. 介護サービス情報の公表について

介護保険サービスの利用にあたり、サービス提供事業所の情報が必要な場合は、大阪府指定の大阪府介護サービス情報公表センターをご利用ください。職員体制など基本情報、介護サービス内容や運営状況に関する情報が公表されています。

大阪府介護情報公表センター [http : //www.osaka-kaigohoken-kohyou.jp](http://www.osaka-kaigohoken-kohyou.jp)

#### 1 6. 第三者評価の実施状況

実施状況 有  無

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

上記の内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（1999年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

サービス開始可能予定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

事業者 高槻市明田町5番7号  
 社会福祉法人 高槻ライフケア協会  
 理事長 河坂昌利 ㊞

この契約に定める訪問介護を担当する事業所に関する記載

事業所 高槻市明田町5番7号  
 高槻ライフケア協会  
 管理者 野口直美 ㊞

説明者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を確かに受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

利用者の家族（利用者との続柄 \_\_\_\_\_）

代筆者 代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞